

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県八潮市木曽根 6 1 8 番地 1

氏 名 株式会社大場組

代表取締役 大場智嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年 月 日 令和 5 年 6 月 2 0 日

許可の有効期限 令和 1 0 年 6 月 1 9 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨金属くず、⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑪がれき類（以上 1 1 種類）

※⑤については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑨については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑩については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑪については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 1 5 年 6 月 2 0 日 新規許可

平成 2 0 年 6 月 2 0 日 更新許可

平成 2 5 年 6 月 2 0 日 更新許可

様式第七号（第十条の二関係）

平成30年	5月30日	変更許可
平成30年	6月20日	更新許可
令和5年	6月20日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無